

事務連絡
令和2年5月8日

横浜市内 介護保険施設・事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求（5月提出分及び6月提出分）の取扱いについて

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

令和2年5月3日付で本市よりお知らせいたしました厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（5月提出分及び6月提出分）の取扱いについて（依頼）」について、次のとおり補足します。

○請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、事前に国保連へ相談してください。（5月提出分：5月11日まで。6月提出分：6月10日まで。）

※なお、請求明細書の国保連への提出期限については、通常通り10日までとなります。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
TEL：045-671-3413（居宅サービス）
TEL：045-671-3466（地域密着型サービス）
担当：横浜市健康福祉局高齢施設課
TEL：045-671-3923・4117
（施設系サービス・居住系サービス）